

未登記家屋名義変更届について

相続、売買、贈与等により未登記家屋の名義を変更したかたは、税務課に届出が必要です。届出のあった日以降に訪れる賦課期日(1月1日)の年度から変更となります。

登記されている家屋の名義を変更したかたは、法務局にて所有権移転登記をしてください。

■ 届出に必要な書類

1 名義変更届

家屋補充課税台帳名義変更届

異動事由により下記の添付書類が必要です。

2 添付書類(写し可)

(1)相続

- ①新名義人の印鑑登録証明書または住民票
 - ②原因証書
 - 1) 相続関係図
 - 2) 遺産分割協議書及び遺産分割協議書の実印を確認できる印鑑登録証明書(相続人が一人の場合や法定相続の場合は省略)
- ※ 遺言状が添付される場合は上記の代わりとなります。
法定相続情報一覧図を添付する場合は①と②1)の代わりとなります。
相続放棄者がいる場合は相続放棄申述受理通知書が必要となります。

(2)売買・贈与

- ①旧名義人の印鑑登録証明書
 - ②新名義人の印鑑登録証明書または住民票
- ※ 新・旧名義人が法人の場合は印鑑証明書もしくは履歴事項全部証明書
- ③原因証書(売買契約書又は贈与証書)